



株式会社自動車公正取引協議会

AFTC 二輪車販売は安心と信頼の輪から モーターサイクル インフォメーション

2005年 第2号

お店づくりに役立つニュースを隔月配信

公取協

走行メーター巻き戻しを行った 販売店に「嚴重警告」——ユーザーの訴えがきっかけ——

社団法人自動車公正取引協議会（公取協）が
5月に二輪業界初めての「嚴重警告」の措置をとりました

「走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない」というルールに違反

Q販売店がメーターを巻き戻し

走行距離計の示す指針をそのまま表示
・雑誌広告 ・店頭展示車

あるユーザーが発見、公正取引委員会に通報

Q販売店は公正取引協議会会員であったため
公正取引委員会から公正取引協議会へ連絡

公正取引協議会が事実確認調査

この販売店は、公正取引協議会より
文書にて嚴重警告を受けることとなり、その内容は次のとおり

- ①今後、中古車の販売に際し、走行距離について実際のものより少ないものであるかのように誤認されるおそれのある表示をしてはならない
- ②そのために社内管理体制を整備・強化しなければならない
- ③今後、規約に違反しない旨の誓約書を公取協に速やかに提出する

Q販売店に
嚴重警告

このマークのお店は
適正表示を推進する
安心の販売店です。



ユーザーの要求は取引の「透明性」

今回、措置がとられることになったきっかけは、一般ユーザーからの訴えでした。デパートでもコンビニでも、価格などの商品に関する情報はきちっと表示されています。二輪車を購入するユーザーもこういう環境に慣れてきているので、このような情報を正しく表示していない状態には厳しい目を向けています。

「走行距離＝中古車の価値を左右する最重要ポイント」という位置付けがある限りこのような不正が起りやすいと言えますが、ユーザーは正確な情報に基づいた透明な取引を要求しているのです。この要求に応える努力をさらに続ける必要があることを、今回の出来事は示しているのではないのでしょうか。

知っておきたい二輪車関係法規①

景品表示法

独占禁止法は、価格カルテルや入札談合だけでなく「不公正な取引」も規制の対象にしていますが、そのなかでもとくに虚偽誇大な表示や過大な景品付き販売を、簡易な手続きで迅速かつ効果的に処理するために、1962年に独占禁止法の特別法として「景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法）が設けられました。

「二輪車公正競争規約」など公正競争規約はこの「景品表示法」の目的を達成するために自主的に設けられたものです。

虚偽誇大な表示や過大な景品付き販売の原因には事業者間の無益な対抗意識や相互不信があります。公正競争規約は、これらを取り除いて業界大多數の良識を「商習慣」として明文化し、この「商習慣」を自分も守れば他の事業者も守るという保証を与えようとするもので、「景品表示法」第10条の規定により、公正取引委員会の認定を受けています。

公取協会員は公正競争規約を遵守する義務があり、違反すれば協議会から嚴重警告などの措置をとられます。一方、非会員事業者が景品表示法に違反した場合は公正取引委員会から直接の措置がとられ、排除命令などの場合は事業者名・行為内容が公表されます。

自動車業界では、中古自動車の走行メーターを巻き戻し、走行距離を少なく表示した販売業者に排除命令が出されたことが多くあります。

競争は本来、品質や価格によるべきもので、虚偽誇大広告や過大景品付き販売は、ユーザーの望む公正透明な取引を阻害し、結果、ユーザーからの信頼を損ねることにつながりかねません。

平成17年11月・12月の2ヶ月間 今年も全国12地域を対象に 店頭表示実態調査を行います

公取協では会員販売店における店頭表示等の実施状況の実態を把握するとともに、非会員販売店における表示の実態を把握することを目的として、全国を対象に店頭表示状況に関する調査を行っています。

今年は11月と12月の2ヶ月間にわたって、全国12地区 を対象として行います。

昨年の概況

昨年の調査結果によると、プライスカードの掲示は、新車、中古車ともに会員販売店では90%台、非会員販売店では80%台と、まずまずの掲示状況でした。

必要表示項目個々の表示状況と見ると、新車、中古車ともに「車名及び主な仕様区分」と「販売価格」を除く他の項目については約7～8割の会員販売店は表示を行っていましたが、大部分の非会員販売店では表示していない状況であり、中には、販売価格以外の項目は全く表示しない非会員販売店もありました。

規約では、中古二輪自動車の品質表示（品質評価書による表示）と品質評価

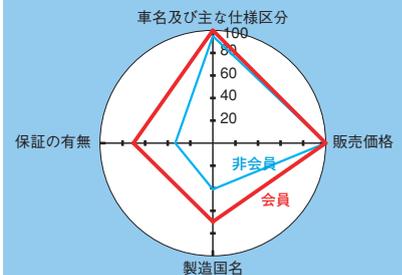
書の交付を定めていますが、品質表示が行われていたのは、会員販売店で約2割、非会員販売店で数店に過ぎず、品質評価書の交付も会員販売店で約5割、非会員販売店で数店で行われていませんでした。

また、購入者から下取車を引き取る際の品質査定書の交付については、会員販売店の90%近くが実施しており、業界の商慣習として定着しつつあることが分かりました。

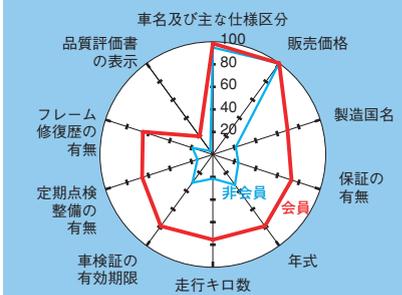
皆さまへのお願い

冒頭のとおり、平成17年度も同様の調査を行います。規約に沿った表示が実施されているか、もう一度ご確認いただき、お客様に分かりやすい表示を心がけてください。

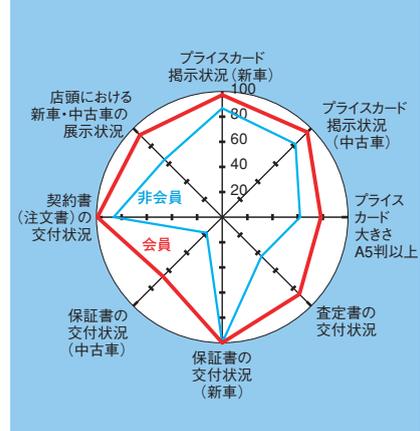
新車必要表示事項



中古車必要表示事項



書面交付状況等



規約集改訂のお知らせ

旧規約集	新規約集 (追加された内容)
<ul style="list-style-type: none"> 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> 規約違反措置基準 「品質査定基準」並びに「品質評価基準」 保証書作成要領 景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則 (景品規約)

左のように規約集が新しくなり、掲載内容が増えました。
詳しくは公取協のホームページをご覧ください。
<http://www.aftc.or.jp/index.html>
お求めの際は、所属されている団体事務局もしくは、公取協まで問い合わせください。(頒布価格200円)

これまでに実施した二輪車関係事業

1 公正競争規約と公取協会員店のPRを実施しました

1) 「このマークのお店は適正表示を推進する安心の販売店です」をキャッチフレーズとして、バイク専門誌に会員店のリストを掲載しました。(8月1日発売号より順次掲載)



2) バイクイベント会場でユーザーに名刺サイズのPRカードを配布しました。実施したイベントは、下の表の他、「バイクの日2005: ライド・ウィズ・ハート・フェスティバル」(8月19日~20日、横浜赤レンガ館)、「MOTOPARADISE 関東」(9月6~7日、松原湖高原)等です。



イベント名	開催場所	開催期間
鈴鹿8時間耐久レース	鈴鹿サーキット	7月30日~31日
バイクっていいよねin大阪	大阪	8月7日
バイクのふるさと浜松	静岡	8月20日~21日
MotoGP	ツインリンクもてぎ	9月17日~18日

2 会員店認知度アップポスターを配布しました

会員販売店(5月末日メ)に対して3枚ずつ配布しました。このポスターと会員証、会員店ステッカーを店頭に掲示することにより、『当店は「公取協会員店であり、適正表示を推進している安心の販売店」である』ということをお客さまにアピールできます。ぜひご活用下さい。



3 販売促進に役立つツールを配布しました

上記ポスターと同時に、「消費者トラブル未然防止のポイント」「二輪中古車規約に基づく広告表示のポイント」「AFTCモーターサイクルインフォメーション第1号」「二輪車新聞」(コピー)「日刊自動車新聞」(同)を配布しました。

ユーザーに分かりやすい表示の方法や、トラブルを起こさないために気を付けなければならない事などが分かり易く解説してありますので、ぜひご活用ください。

4 公取協マークのPR、公取協ホームページへのリンクのメーカー・関連団体、雑誌社等に協力を依頼しました

「当店は公取協会員店です」とPRすることにより、「安心して購入できるお店」であることをアピールできます。

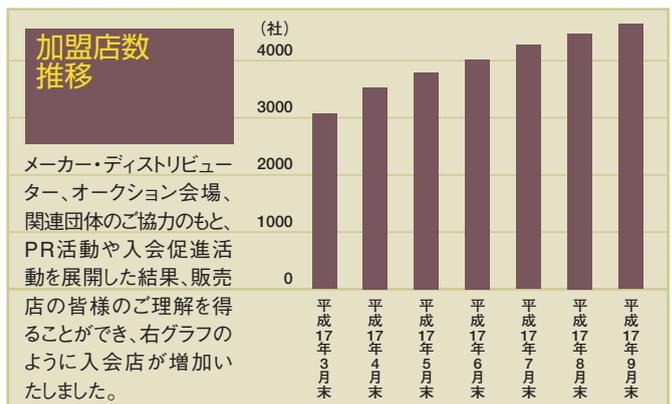
会員店の皆さまも、ホームページ、自社の広告等において公取協マークのPR及び公取協ホームページへのリンクの促進をお願いします

5 公取協未入会店へ入会の案内をしました

「入会案内文書」「入会パンフレット」「AFTCモーターサイクルインフォメーション第1号」「会員店認知度アップポスター(見本コピー)」を送付し、入会促進を図りました。

6 メーカー・ディストリビューター、オークション会場、関連団体にもご協力いただきました

公取協マークのPRや公取協ホームページへのリンクはもちろんのこと、入会促進活動についても積極的にご協力いただきました。



10月から11月に公取協会員店や規約等に関するPR活動を実施します

インターネットバナー広告を掲載

- ①「All About Japan」
- ②「クラブチャオ」
- ③「Goo-net」
- ④読売オンライン「@CARS」
- ⑤オートバイテル
- ⑥マイクロソフト「MSN」>「クルマ」

東京モーターショー会場(幕張メッセ内)でのPRを実施

雑誌への広告掲載(公取協や規約、公取協会員店に関するPR)

- ①「カーセンサー 関西版」(11月2日)
- ②「Goo 東海版」(11月9日)、「Goo 九州版」(11月2日)
- ③「カッチャオ 関東版」(11月2日)
- ④「月刊自家用車 全国版」(11月1日)

ホームページをリニューアル、消費者からアンケートを募集